

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和5年3月22日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 吉川知恵子
 同 中家華江
 同 堀江則之
 同 小島健一

1 措置の対象となった監査の結果

令和4年11月8日神奈川県監査委員公表第25号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会、監査事務局及び公安委員会を除く86か所（既報告の19か所を除く。）に係る158事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|------------|-------------------------|---|---|
| 基地対策部基地対策課 | 令和4年8月30日（令和4年7月7日職員調査） | （不適切事項） 財産管理事務において、15年以上前に取得した鋼管柱2本（台帳価格計1,321,000円）について、当初の登録を失念していたことが判明したため、令和3年度に新規登録を行っており、工作物に係る県有財産台帳の補正が著しく遅延していた。 | 不適切事項については、担当職員の財産管理業務に対する理解が不足していたこと及び複数の職員による確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、本件誤りの内容を所属として共有し、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制の強化、また、年1回登載漏れが生じていないか確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|-----------|-------------------------|--|---|
| 神奈川県立公文書館 | 令和4年5月20日（令和4年2月2日職員調査） | （不適切事項） 契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約（契約額849,045円）について、令和2年度における新型コロナ | 不適切事項については、担当者が所管課からの通知に記載されていた手続を誤認したことに加え、担当者宛に送付された同通知を課 |

| | | | |
|-----------------------|--------------------------------------|---|--|
| | | ウイルス感染症拡大防止のための臨時休館に伴う自動販売機設置場所の貸付料減額(25,587円)に係る変更契約の締結が3月を超えて遅れていた。 | 内で共有していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、收受文書は必ず供覧等を行うとともに、所管課から本課経由の通知は、担当課あてに送付するよう本課に依頼し、課内では朝ミーティング等で情報共有を図る体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター | 令和4年8月30日(令和4年5月30日及び同月31日職員調査) | (不適切事項) 契約事務において、警備保安等業務委託契約(契約金額42,240,000円、契約期間:令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)に基づき行われた令和3年8月から同年11月までの間における警備業務について、仕様書で定める配置時間内に警備員が配置されていない時間があり、適正な業務の履行がなされていないにもかかわらず、各月分の委託料を全額(計14,080,000円)支払っていた。 | 不適切事項については、受託者が現場の警備員に仕様書に反する指示を出していたが、その点についての確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、受託者に対し勤務表(タイムカード等)の提出を求め履行状況の確認を適宜行うことにより、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター | 令和4年4月27日(令和4年3月4日、同月7日から同月9日まで職員調査) | (不適切事項) 工事事務において、令和3年度県有緑地等緊急防災対策工事業単(その4)の変更設計額の積算に当たり、法枠工のラス張工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額(56,210,000円)が506,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(51,713,200円)が466,400円過大であった。 | 不適切事項については、法枠工の施工面積変更に伴う単価加算率の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、改めて課内でチェックリストの読み合わせにより内容を再確認し、設計担当者及び検算者が起案に添付された単価の根拠資料の確認を含めチェックを徹底するとともに、設計積算研修に参加すること等により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 神奈川県県央地域県政総合センター | 令和4年4月28日(令和4年3月9日、同月10日、同月11日及び同 | (不適切事項) 1 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料3件、11,570円について、調定が3月を超えて遅 | 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、前任者の退職に伴う引継ぎが不十分で |

| | | |
|------------------|--|---|
| <p>月14日職員調査)</p> | <p>れていた。</p> <p>2 支出事務において、豚熱対応に係る感染症防護キット等購入代ほか7件（契約額計114,593,512円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期日までに支払を行っていなかった。</p> <p>3 契約事務において、刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育講習の受講料1件、24,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。</p> <p>4 工事事務において、令和3年度水源協定林区域測量委託業務（上小淵）の設計額の積算に当たり、旅費交通費について誤って積算していたため、業務委託料の設計額（4,345,000円）が22,000円過大であった。</p> <p>5 財産管理事務において、本柱1本及び支線2条に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和3年6月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額152,330円のうち106,831円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p> | <p>あったため、前年度中に処理済と誤認し、上席職員においても処理の必要性を十分に認識していなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、退職予定者に事前に引継書の作成を指示し、複数の職員で業務の引継ぎを行い、引継ぎ内容の重要度や実施時期等についても意識を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 支出事務については、先例のない豚熱対応に追われる中、支払期限に対する確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理の課内共有を徹底することで複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 契約事務については、事業課と経理担当者との連絡調整が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、履行日をスケジュールに入力し、事業課と共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>4 工事事務については、設計書作成過程における担当職員をはじめ、複数の審査者の積算基準書への理解不足及び積算結果の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、積算基準書等に関する職員の理解向上を図るとともに、設計図書の見直し時には積算の根拠とした歩掛等積算基準書の抜粋資料を添付し、複数の職員による入念な確認体制を強化</p> |
|------------------|--|---|

| | | | |
|------------------|--|---|--|
| | | | <p>することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>5 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、管理する財産の現状把握を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 神奈川県湘南地域県政総合センター | 令和4年4月22日（令和4年2月24日、同月25日、同月28日及び同年3月1日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、前金払をした伐木等の業務に係る特別教育の受講料1件、60,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていないかった。</p> <p>2 歳計外現金事務において、中高年ホームファーマー事業研修謝礼金に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,225円について、法定納期限内に納付を行っていないかった。</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、担当職員の財務法規の理解不足と所属としての確認体制が十分でなかったことによるものである。</p> <p>前金払により支出手続が完了しているとしても事後の履行確認が必要なことについて再確認したため、今後は、このようなことがないように、進行管理表やグループウェアのスケジュール機能を用いて、履行日に経理担当全員が完了の確認をするなど、所属としてのチェック機能を見直すことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 歳計外現金事務については、誤りの発生月について、所得税納付に該当する執行はないと誤認していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、歳計外現金の払出については、例月の処理が想定されることから、進行管理表やグループウェアのスケジュール機能を用いて常日頃から課内職員が相互に進行チェックを行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |

| | | | |
|-------------------------|---|--|---|
| 神奈川県西 地域県政総合 センター | 令和4年4月 25日（令和4 年3月1日か ら同月4日ま で職員調査） | （不適切事項） 工事事務において、令和3 年度広域農道整備事業吉浜細 沢地区土質調査業務委託の変 更設計額の積算に当たり、地 質調査機材等の運搬費につい て、運搬重量の算定を誤って 積算していたため、変更後の 設計額（6,028,000円）が 11,000円過小であった。その 結果、変更後の契約額 （5,115,000円）が11,000円過 小であった。 | 不適切事項については、変更設 計額の積算に当たり、担当者が運 搬費の変更を行うことを失念し、 検算者の確認も不十分であったこ とによるものである。 今後は、このようなことがない よう、正しい積算方法及び積算内 容をチェックする際の留意点につ いて周知徹底を図ることにより再 発防止に取り組み、適正な事務執 行に努める。 |
|-------------------------|---|--|---|

(2) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施 箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|-------------|--------------------------------------|--|--|
| 総務室 | 令和4年8月 29日（令和4 年7月11日職 員調査） | （不適切事項） 支出事務において、次のと おり誤りがあった。 1 令和3年4月分のタクシ ー利用料金20,840円につい て、契約で定められた期限 までに支払を行っていなか った。 2 令和2年度の県有建築物 等点検業務委託料の支払に 当たり、所得税及び復興特 別所得税を源泉徴収してい なかったため、国への納付 が遅れ令和3年9月となっ たものについて、不納付加 算税及び延滞税計119,300円 を支払っていた。 | 不適切事項の支出事務につい ては、次のとおり措置した。 1 タクシー利用料金の支払につ いては、進行管理が不十分であ ったことによるものである。 今後は、このようなことがな いよう、支払期限の把握も含め 進行管理表で進捗状況を共有す るとともに、複数の職員による 確認体制を強化することにより 再発防止に取り組み、適正な事 務執行に努める。 2 所得税及び復興特別所得税の 国への納付が遅れ不納付加算税 及び延滞税を支払っていたこと については、担当者の所得税等 に関する理解が不足していたこ とに加え、決裁過程におけるチ ェック機能も働いていなかった ことによるものである。 今後は、このようなことがな いよう、所属として所得税等 に関する正しい理解を共有する とともに、競争入札参加資格者名 簿の事業体区分を執行書類に添 付し、決裁の過程において、複 数の職員による確認を徹底する |

| | | | |
|------------|--------------------------|---|---|
| | | | ことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 組織人材部職員厚生課 | 令和4年8月29日（令和4年7月14日職員調査） | （不適切事項） 支出事務において、婦人科検診業務委託契約（単価契約、支払額8,235,150円）に係る令和4年1月分の支払額1,473,340円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 | 不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表へ入力を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 財政部税制企画課 | 令和4年8月29日（令和4年7月21日職員調査） | （要改善事項） 県税事務所及び自動車税管理事務所において、県税の賦課徴収や滞納整理等の用務のために保有している業務用の車両について、稼働率が総じて低調となっており十分有効に活用されていない状況となっていた。 （以下令和4年11月8日神奈川県監査委員公表第25号中、第7監査の結果3(1)アのとおり） | 要改善事項については、県税事務所等における公用車の必要台数を見直し、令和5年度中に7台減車するとともに県税事務所等間での管理換えを行うことにより、公用車の有効活用を図ることとした。 |
| 財産経営部財産経営課 | 令和4年8月29日（令和4年7月19日職員調査） | （不適切事項） 1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和3年度公共下水道事業受益者分担金2件、24,000円について、納期限までに支払を行っていなかった。 (2) 県有財産のインターネットによる売却に当たり、誤った内容により入札執行し、事後に無効としたものについて、インターネットシステム利用料1件、600,600円を支払っていた。 2 財産管理事務において、普通財産である元青少年課神之木台分館内の構内道路の横浜市への移管に当た | 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、次のとおりである。 (1) 令和3年度公共下水道事業受益者分担金の支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行管理表へ案件及び納期限を記載するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (2) 県有財産のインターネットによる売却に当たり、入札を無効としたがシステム利用料 |

| | | | |
|-----------------------|---------------------------------|---|--|
| | | <p>り、管理換えの手續など必要となる財産の処分及び取得に係る手續等を行わないまま土地の所有権を移転させていた。</p> | <p>を支払っていたことについては、物件調書の事前チェックが不十分であったため、記載内容に誤りがあるにもかかわらず入札を執行したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、物件調書に誤りがないか、技術職員も含めた複数の職員による確認体制を強化し、課内研修することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務については、道路変更申請を行うことで市道の寄附や赤道の払下げ申請がされることを認識していなかったため、本来、管理換えなどの財産の処分及び取得に係る手續が完了した後に道路変更申請を行うべきところ、これに先んじて申請をしたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所属として関係規定に関する正しい理解を共有するとともに、課内研修の実施などによる理解の向上を図り、また、申請時には関係職員と情報を共有し、必要な手續を行うことを徹底し、道路変更申請に係る留意点についての課内研修を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| <p>財産経営部 舎管理課</p> | <p>令和4年8月29日（令和4年7月20日職員調査）</p> | <p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 タクシー配車契約（単価契約、支払額1,049,980円）に係る令和3年9月分の支払額3,300円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 令和3年8月分インターネット回線使用料6,270円の</p> | <p>不適切事項の支出事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 タクシー料金の支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理表等で支払事務の進行状況を共有し、支払期限の把握も含め複数の職員による確認体制を強化することによ</p> |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、同月分専用回線使用料673,508円を支払期限より後に支払っていた。</p> | <p>り再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 インターネット回線使用料の支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理表等で支払事務の進行状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
|--|--|---|--|

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|--------------|--------------------------|--|---|
| 神奈川県高津県税事務所 | 令和4年5月9日（令和4年4月8日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、122,700円（本税）あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤り1件、122,700円（本税）の返還に当たり、遅延損害金が73,435円発生していた。</p> | <p>不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料収集時に使用する調査票にマンション敷地の権利の種類（所有権、地上権、賃借権）を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>なお、令和4年度税制改正により、令和5年4月からは、法務局から不動産取得税の課税資料となる登記情報の電子データが提供されることから、このデータのうち所有権が移転しているもののみを抽出し税務システムに取り込むことで誤った課税資料の収集の防止を図っていく。</p> |
| 神奈川県相模原県税事務所 | 令和4年7月21日（令和4年4月12日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>物品管理事務において、テレビ1台（価格86,623円）について、不用決定を行わない</p> | <p>不適切事項については、担当者の物品の処分方法に関する理解が不足していたことに加え、所属に</p> |

| | | | |
|--------------|--------------------------|--|---|
| | | まま処分していた。 | おける確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、物品管理事務のマニュアル兼チェックリストを作成し、事務に活用するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 神奈川県藤沢県税事務所 | 令和4年8月23日（令和4年2月14日職員調査） | （要改善事項） 藤沢合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）において、合同庁舎の庁舎管理者である藤沢県税事務所が合同庁舎全体を対象として警備業務を実施している一方、合同庁舎に入庁しているかながわ男女共同参画センターも不審者対応等の警備業務を実施しており、同一庁舎内で2つの警備業務が別個に行われていた。 （以下令和4年11月8日神奈川県監査委員公表第25号中、第7監査の結果3(1)イのとおり） | 要改善事項については、かながわ男女共同参画センターと協議し、合同庁舎における警備業務に同センターの不審者対応等を含め、一括して令和5年4月から警備業務を委託することとした。 |
| 神奈川県小田原県税事務所 | 令和4年3月11日（令和4年1月17日職員調査） | （不適切事項） 1 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが3件、21,800円（本税）あった。 その結果、上記の課税誤りのうち2件、14,600円（本税）の返還に当たり、遅延損害金が7,785円発生していた。 2 物品管理事務において、令和3年9月6日に購入した神奈川県収入証紙、4,500円について、印紙類出納簿へ受入れを記載していなかった。 | 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 税務事務については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料収集時に使用する調査票にマンション敷地の権利の種類（所有権、地上権、賃借権）を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 なお、令和4年度税制改正に |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>より、令和5年4月からは、法務局から不動産取得税の課税資料となる登記情報の電子データが提供されることから、このデータのうち所有権が移転しているもののみを抽出し税務システムに取り込むことで誤った課税資料の収集の防止を図っていく。</p> <p>2 物品管理事務については、収入証紙の受入れ後、印紙類出納簿への記載の失念及び確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことのないよう、印紙等の購入に係る精算の伺い文書に当該印紙等の受入れを記載した印紙類出納簿の写しを添付するなどして、担当職員による記載の徹底と複数の職員による確認機会の確保を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
|--|--|--|---|

(3) くらし安全防災局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|------------|---------------------------------|---|---|
| 防災部危機管理防災課 | 令和4年8月18日（令和4年6月16日及び同月17日職員調査） | <p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、令和3年4月分の電気料金203,566円の支払遅延に係る延滞利息224円の執行に当たり、「(節)補償、補填及び賠償金」とすべきところ、電気料金と併せて全額を「(節)需用費」で執行していた。</p> <p>2 支出事務において、令和3年4月分の電気料金203,566円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息1件、224円を支払っていた。</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、執行科目の認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、予算の執行科目の理解の徹底を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 支出事務については、支払口座の変更を申請していたものの、支払先による変更手続が行われておらず、手続が完了していることについて、支払先への確認が不十分であったことによるものである。</p> |

| | | | |
|----------|---------------------------------|--|---|
| | | | <p>今後は、このようなことがないよう、グループウェアのスケジュールや支払に係る進行管理表により課内で進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 防災部消防保安課 | 令和4年8月18日（令和4年6月14日及び同月15日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>1 補助金交付事務において、消防団員教育研修等実施事業費補助金1件（変更交付決定額4,907,000円）の交付に当たり、変更交付申請書の受理から3月を超えて変更交付の決定通知を行っていた。</p> <p>2 文書管理において、危険物取扱者保安講習の受講履歴の証印の押印等のため保管していた受講者1名の免状等が所在不明となり、書類の管理が不適切であった。</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 補助金交付事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、グループウェアのスケジュールを活用して課内で進捗状況を共有し、複数の職員による進行管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 文書管理については、預かった免状の処理状況を記録していないなど管理が不適切であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、新たに記録簿を作成するなどにより收受した免状等の適切な記録及び施錠のできる共用キャビネットへの保管を徹底し、また、定期的に発信すべき文書が完了しているかを確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|--------------|--------------------------------|--|--|
| 神奈川県総合防災センター | 令和4年1月27日（令和3年12月7日及び同月8日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約2件（契約期間：平成29年4月1日から令和2年3月31日まで、契約総額計8,967,590円）について、消費税及び地方消費税率の引き上げに伴う</p> | <p>不適切事項については、財産管理に係る関係規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発</p> |

| | | | |
|--|--|--------------------------|----------------------|
| | | 増額分に関する契約金額の変更を行っていなかった。 | 防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
|--|--|--------------------------|----------------------|

(4) 国際文化観光局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|---------|-------------------------|---|---|
| 総務室 | 令和4年8月9日（令和4年6月29日職員調査） | （不適切事項） 支出事務において、外国籍県民かながわ会議（第11期第7回）の委員報酬118,000円について、あらかじめ定めた支払期限までに支払を行っていなかった。 | 不適切事項については、委員の欠席により、急遽、執行額を減額したが、その後速やかに行うべき支出命令の手続を失念したこと及び会計管理システムでの支出未済の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、支払漏れの生じないように処理手順を見直すとともに、支出未済の確認を改めて徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 文化課 | 令和4年8月9日（令和4年6月30日職員調査） | （要改善事項） 神奈川県立神奈川近代文学館に寄贈された文学資料（以下「寄贈資料」という。）について、古書等の高額な寄贈資料の評価額が長期間にわたり定められておらず、地方自治法施行令第166条第2項に定める財産に関する調書に係る計数の正確性が担保されない状況となっていた。 （以下令和4年11月8日神奈川県監査委員公表第25号中、第7監査の結果3(2)アのとおり） | 要改善事項については、神奈川県立神奈川近代文学館の指定管理者である公益財団法人神奈川文学振興会と調整の上、評価スケジュールの見直しを行った。 その結果、指定管理者に対し、令和4年度第4四半期に実施を予定していた高額特別資料及び令和5年度に実施を予定していた高額書籍の評価を前倒して実施するよう指示し、指定管理者で前倒して評価を行うこととした。 |

(5) スポーツ局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|----------|--------------------------|---|--|
| ねんりんピック課 | 令和4年7月28日（令和4年6月14日職員調査） | （不適切事項） 物品管理事務において、購入により取得した金庫1点（価格20,520円）について、消耗品として取り扱うべきところ、備品として登録していた。 | 不適切事項については、神奈川県財務規則に定める物品の分類についてチェック機能が十分働いていなかったことによるものであり、令和4年6月15日に備品台帳 |

| | | | |
|--|--|----|---|
| | | た。 | を修正した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
|--|--|----|---|

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|---------------|---|---|--|
| 神奈川県立スポーツセンター | 令和4年3月11日及び同年8月29日（令和3年12月23日及び同月24日職員調査） | <p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、電気料金の支払額からの控除により徴収することとした電力供給会社の破産に伴う違約金及び損害賠償金収入1件、679,058円について、破産管財人宛てに相殺通知書を発した日の属する令和4年度の歳入として整理すべきところ、令和3年度の歳入としていた。</p> <p>2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 神奈川県立体育センター等特定事業契約（契約期間：平成29年4月27日から令和17年3月31日まで、契約総額21,542,116,104円）に係る令和3年4月分から同年6月分までのサービス購入料80,005,887円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>(2) 令和3年1月分から同年3月分までの新聞購読料ほか1件、56,751円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、歳入の所属年度に係る知識不足及び所管課からの指摘に対する確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 支出事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 特定事業契約委託料の支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 新聞購読料の支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |

(6) 環境農政局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|------------|--------------------------|---|---|
| 総務室 | 令和4年8月19日（令和4年6月27日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、第9回内水面漁場管理委員会会場使用料1件、3,300円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、狩猟読本の購入契約（契約額2,586,980円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、執行事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、作成している進行管理表を十分活用し、複数の職員が支払未済状況について確認を行うことにより、また決裁文書が他文書に紛れないよう適切な文書管理を徹底するなど、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、執行方法が適正かどうかの確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約書の作成が基本であるとの認識のもと、作成を省略するときは、根拠について確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 緑政部自然環境保全課 | 令和4年8月19日（令和4年7月6日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、狩猟読本の購入契約（契約額2,586,980円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。</p> | <p>不適切事項については、神奈川県財務規則の理解不足や、確認体制の機能不全によるものである。 今後は、このようなことがないように、会計事務上の手続や決裁過程におけるチェックポイントについて職員の理解を深める研修を実施することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 農水産部農政課 | 令和4年8月19日（令和4年6月27日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、第36回神奈川県都市農業推進審議会の委員報酬（13名、190,000円）の支給に当たり、附属機</p> | <p>不適切事項については、条例の認識が不十分であったことによるものである。 令和4年度の同審議会の委員報</p> |

| | | | |
|-----------|-----------------------------------|--|---|
| | | <p>関の委員その他の構成員の報酬等に関する条例に基づき令和3年12月16日に支給すべきところ、同月7日に支給していた。</p> | <p>酬支給日については、16日に変更した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、今回の不適切事項について所属内で共有を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 農水産部農業振興課 | 令和4年8月19日及び同年9月14日（令和4年6月28日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>農林水産省からの依頼に基づき、国費負担により実施されている農畜産物、飼料、加工品及び副産物等の放射性含有実態調査に係る県内産農産物の検査について、令和2年度に計画していた9種類・9検体の検査を実施していなかったにもかかわらず、職員が架空の検査結果を作成し、県ホームページ等で公表していた。この結果、令和3年4月に架空データの掲載が発覚し、上記9種類・9検体のうちその時点で採取可能な3種類・3検体を改めて検査するに当たって、県が負担する必要がなかった検査費用43,290円を支払っていた。</p> | <p>不適切事項については、グループ内の情報共有や進捗管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、国や関係機関等からのメールをグループ員相互で確認するとともに、業務の進捗確認のためチェックシートを作成し、進捗管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 農水産部農地課 | 令和4年8月19日（令和4年6月29日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、令和3年度農地法関係事務担当者研修会に係る会場使用料について、利用する必要がなくなった会場の予約取消しを行わなかったため、キャンセル料1件、19,800円を支払っていた。</p> | <p>不適切事項については、有料会場使用申込に伴う経理事務手続についての認識不足及び所属内の確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、有料会場の使用申込に当たっては、グループウェアのスケジュールにキャンセル料の発生期限を記載し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 農水産部畜産課 | 令和4年8月19日（令和4年6月30日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>予算の執行において、県央地域県政総合センターが発注する豚熱防疫作業要員バス運</p> | <p>不適切事項については、財務規則等の関係規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> |

| | | | |
|---------|-------------------------|--|---|
| | | 行管理委託契約ほか1件（契約額計11,718,420円）に係る予算について、「（節）使用料及び賃借料」とすべきところ、「（節）役務費」として再配当していた。これにより、同センターが誤った節で執行していた。 | 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図り、根拠を明確にした上で関係部署との情報共有を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 農水産部水産課 | 令和4年8月19日（令和4年7月1日職員調査） | （不適切事項） 財産管理事務において、小田原漁港区域内の蓄養水面の一部の占用許可について、水産課長通知に定める協議を適切に行わないまま占用料を免除しているものがあった。 | 不適切事項については、文書による事務処理の原則についての認識が十分ではなかったため、当課及び西部漁港事務所の口頭協議による合意をもって、文書協議を不要としたことによる。 今後は、このようなことがないように、神奈川県行政文書管理規程を確認し、文書による事務処理の原則に従うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|----------------|---------------------------------|--|---|
| 神奈川県自然環境保全センター | 令和4年5月19日（令和4年5月18日及び同月19日職員調査） | （不適切事項） 1 収入事務において、元箱根園地の施設維持管理業務の受託者との間で締結した協定により、受託者が支払うこととされている国有財産使用料相当額1件、1,100,016円について、調定が3月を超えて遅れていた。 2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) カラープリンター用トナーの購入代1件40,672円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行ってなかった。 (2) 県民協働型登山道維持管理協定に基づく活動負 | 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表を共有して複数の職員による確認を行うとともに、管理職による確認も徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 支出事務については、次のとおりである。 (1) カラープリンター用トナーの購入代の支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表を作成 |

| | | | |
|-----------------|----------------------------------|---|--|
| | | <p>担金の交付に当たり、県民協働型登山道維持管理補修事業実施要領において、同負担金の交付対象となる重点整備路線として定めていない2路線（ヤビツ峠大山線及び菩提峠ヤビツ峠線）について、協定を締結し、負担金627,000円を支出していた。</p> <p>3 財産管理事務において、共架電線（共架する電柱4本）に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和3年5月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額89,332円のうち13,599円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p> | <p>し、複数の職員による確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 県民協働型登山道維持管理協定に基づく活動負担金の交付対象となる重点整備路線ではない2路線について同負担金を交付していたことについては、所内では新たに重点整備路線へ位置付けることを合意していたものの、そのために必要な県民協働型登山道維持管理補修事業実施要領の運用について（以下「運用」という。）の改正を失念していたことによるものであり、令和4年10月18日付けで運用の改正を行い、重点整備路線として位置付けた。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、負担金の処理事務等において、要領等の記載との照合確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、管理する財産の現状把握を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 神奈川県横浜川崎地区農政事務所 | 令和4年4月18日及び同年8月24日（令和4年3月7日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、廃棄物処理業務委託契約（単価契約、契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の締結に当たり、契約日が令和3年4月28日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けなくその効力を遡及させていた。</p> | <p>不適切事項については、遡及条項に係る確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約の効力に係る遡及条項を確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |

| | | | |
|------------------------------|----------------------------------|---|---|
| <p>神奈川県農業技術センター北相地区事務所</p> | <p>令和4年2月15日（令和3年12月20日職員調査）</p> | <p>（不適切事項） 契約事務において、危険ブロック塀改修工事契約（契約額2,497,000円）及び微量製茶工場外壁改修工事契約（契約額1,803,136円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならぬ場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。</p> | <p>不適切事項については、契約に関する規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、会計事務に係る規定や知識を組織として共有できるように、根拠規定の記載や添付を行い、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| <p>神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所</p> | <p>令和4年2月15日（令和3年12月21日職員調査）</p> | <p>（不適切事項） 財産管理事務において、共架柱7本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和3年5月及び同年7月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額197,290円のうち79,770円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p> | <p>不適切事項については、管理する財産の現状確認及び財産管理事務に係る関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による財産の現状把握を定期的に行うことを徹底するとともに関係規定の理解向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| <p>神奈川県農業技術センター足柄地区事務所</p> | <p>令和4年2月15日（令和3年12月22日職員調査）</p> | <p>（不適切事項） 1 収入事務において、行政財産の使用許可に係る土地使用料4件、45,636円について、調定を行っていなかった。 2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 行政財産の使用許可1件について、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う使用料の改定に係る変更許可を行っていなかった。 (2) 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されていた。</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理を疎かにしたことによるものであり、4件については令和4年3月15日、同月18日及び同月24日に収入した。 今後は、このようなことのないよう、進行管理表を作成して複数の職員でチェックすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 財産管理事務については、次のとおり措置した。 (1) 変更許可を行っていなかったことについては、条例改正に伴う事務手続の認識不足によるものであり、令和4年2</p> |

| | | | |
|---------------------|---|---|---|
| | | <p>るものがあった。これにより、令和3年度の共架電線に係る使用料4件、5,280円が徴収不足であった。</p> | <p>月18日付けで変更許可を行った。</p> <p>今後は、このようなことのないよう、財産に関する手続や法令等の理解を深めることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 使用許可の手続を行わないまま通信線が共架されていたことについては、管理する財産についての確認不足によるものであり、令和4年3月30日付けで使用許可を行い、徴収不足分については同年7月11日に収納した。</p> <p>今後は、このようなことのないよう、年2回を最低回数として現状把握を行い所属長に報告することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| <p>神奈川県畜産技術センター</p> | <p>令和4年2月28日及び同年9月9日（令和4年1月13日職員調査）</p> | <p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 子豚用配合飼料の購入契約（単価契約、概算総価額2,698,410円）の締結に当たり、神奈川県財務規則に定める随意契約によることができる額を超えていることから、競争入札により契約者を決定すべきところ、一者随意契約を行っていた。また、同規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。</p> <p>2 豚配合飼料売買契約（支払額3件、6,163,971円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成してい</p> | <p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 子豚配合飼料の購入契約を競争入札とすべきところ、一者随意契約としていたこと及び契約書の作成を省略していたことについては、神奈川県財務規則に関する理解や複数職員による確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、同規則の理解の向上を図るとともに、随意契約とする理由及び契約書の作成の必要性について、管理職を含め複数の職員で確認することにより、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 豚配合飼料売買契約の検査調書を作成していなかったことについては、神奈川県財務規則に関する理解や複数職員による確認が不十分であったことによる</p> |

| | | | |
|------------------------|---------------------------------|--|---|
| | | なかった。 | ものである。 今後は、このようなことがないよう、同規則の理解の向上を図るとともに、支出命令伺いの際に、検査調書作成について管理職を含め複数の職員による確認を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 神奈川県水産技術センター | 令和4年3月16日（令和4年3月15日及び同月16日職員調査） | （不適切事項） 1 支出事務において、令和3年4月分のひかり電話機器使用料1,650円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、同月分のインマルサット料金2,500円を支払期限より後に支払っていた。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和3年度の共架電線に係る使用料4件、4,360円が徴収不足であった。 | 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による支出手続に係る進行管理表の確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、令和4年9月28日に使用許可を行い、徴収不足分については令和5年1月5日に収入した。 今後は、このようなことがないよう、管理する財産の現状把握を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 神奈川県水産技術センター 相模湾試験場 | 令和4年3月16日（令和4年3月11日職員調査） | （不適切事項） 契約事務において、ユビキタス魚探ほかの購入契約（契約額6,461,400円）について、入札不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。 | 不適切事項については、見積合せが必要であるという認識が不足していたこと及び決裁過程におけるチェック機能が働かなかつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、全所属職員に対して、今回の不適切事項の内容を周知し関係規定の理解向上を図るとともに、執行の際は「入札、契約事務の手引き」等根拠資料を添付し複数の職員で確認することにより再発防 |

| | | | |
|-----------------|--|---|--|
| | | | 止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 神奈川県東部 漁港事務所 | 令和4年6月 30日（令和4 年2月22日職 員調査） | （不適切事項） 契約事務において、三崎漁 港巡視及び給水・給電施設利 用料徴収に関する業務委託 （契約額4,009,500円）につい て、再度入札の不調による随 意契約の締結に当たり、神奈 川県財務規則運用通知に定め る見積合せを省略できる要件 に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。 | 不適切事項については、神奈川 県財務規則運用通知について誤っ た認識をしていたため、決裁過程 におけるチェック機能も働かなか ったことによるものである。 今後は、このようなことがない よう、所属として同運用通知等 に対する正しい理解を共有し、財務 規則等の確認を徹底するととも に、決裁の過程において、手続の 根拠となる資料を添付し、複数の 職員による確認体制を強化するこ とにより再発防止に取り組み、適 正な事務執行に努める。 |
| 神奈川県西部 漁港事務所 | 令和4年3月 22日及び同年 8月22日（令 和4年2月7 日及び同月8 日職員調査） | （不適切事項） 1 契約事務において、県営 漁港整備事業（県単）本 港・新港アンカーチェー ン交換工事契約（契約額 14,419,900円）について、 事前公募の対象となる専門 的知識、経験、特殊な技術 等を有することが必要不可 欠な業務であるとは認めら れないため、競争入札を実 施すべきところ、事前公募 を行い、所属が予定してい た事業者と一者随意契約を 締結していた。 2 財産管理事務において、 次のとおり誤りがあった。 (1) 小田原漁港の漁港施設 の占用許可に当たり、申 請を受けた施設のうち支 線1本の許可を行ってい ないものがあった。 (2) 小田原漁港区域内の蓄 養水面の一部の占用許可 について、水産課長通知 に定める協議を適切に行 わないまま占用料を免除 しているものがあった。 | 不適切事項については、次のと おり措置した。 1 契約事務については、事前公 募の対象についての認識が不足 であったことによるものであ る。 今後は、このようなことがな いよう、所属職員に今回の不適 切事項の内容を周知し関係規定 の理解向上を図るとともに、類 似案件について会計局の指導を 仰ぎ、競争入札か事前公募かを 判断することにより再発防止に 取り組み、適正な事務執行に努 める。 2 財産管理事務については、次 のとおりである。 (1) 申請を受けた施設のうち支 線1本の許可を行っていな かったことについては、担当 者が許可書への記載を失念した こと及び決裁過程においても 誤りが見過ごされていたこと によるものである。 今後は、このようなことが ないよう、複数の職員による 確認を徹底することにより再 |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>3 物品管理事務において、自動体外式除細動器 1 台（価格 315,000 円）について、不用決定が 3 月を超えて遅れていた。</p> <p>4 文書の管理において、令和 2 年度から令和 3 年度までの間に、消防・防災設備点検業務に係る支払関係書類など計 18 点を紛失していた。</p> | <p>発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 蓄養水面の占用許可について、協議を適切に行わないまま占用料を免除していたことについては、関係者間の口頭協議で合意が成立しており、水産課長まで了解済みであったことから、文書等による協議は不要であると誤認したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県行政文書管理規程に基づき、事務は文書等による処理が原則であることを肝に銘じ、文書等による協議を確実にを行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。また、決裁過程において、令和 4 年 11 月 29 日改正の水産課長通知に基づき、適正な処理に努める。</p> <p>3 物品管理事務については、担当者の手続失念及び所属としてのチェック体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による備品の確認を定期的に行い、台帳の時点修正を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>4 文書の管理については、所属の文書管理体制が不十分であったこと及びその重要性についての認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、適正な文書管理の重要性について改めて強く認識するとともに、キャビネット内の整理を行い文書管理の環境改善を図ること、さらに、原則、事務処理時以外は支出関係書類を所</p> |
|--|--|---|--|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | 定フォルダから持ち出さないこととする従来の運用について、支出関係書類を持ち出す際及び戻す際は執行担当者間で情報共有を図ることとし、取組を強化することなどにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
|--|--|--|---|

(7) 福祉子どもみらい局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|----------|--------------------------|--|---|
| 総務室 | 令和4年8月26日（令和4年6月30日職員調査） | （不適切事項） 契約事務において、令和3年度保育実技講習会業務委託契約ほか1件（契約額計28,269,670円）について、研修実施方法や受講者数を変更していたにもかかわらず、契約を変更していなかった。 | 不適切事項については、変更契約の必要性に関する認識はあったものの、新年度予算に係る契約準備行為等で繁忙となっていたこと、業務の進捗状況の確認及び補助する体制が十分でなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、朝ミーティングやグループウェアのスケジュール機能の活用などにより、進捗状況の見える化を図り、加えて職員間の協力体制を強化して、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 福祉部高齢福祉課 | 令和4年8月26日（令和4年7月14日職員調査） | （不適切事項） 支出事務において、神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）審査業務等委託契約（契約額70,482,500円）に係る増額変更分（概算払）17,200,150円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 | 不適切事項については、進行管理が不十分であったこと及び請求書の疑義についての確認に時間を要したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、委託先の支払に関する進捗管理について進行管理表を作成し、グループミーティングの際、担当者、グループリーダーを含め複数名の職員と支払情報を共有することで、進行管理の徹底を図るとともに、請求書に疑義が生じた際は確認期限を設け、その期限までに疑義を解消することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |

| | | | |
|------------|--------------------------|--|--|
| 福祉部障害福祉課 | 令和4年8月26日（令和4年7月13日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 図書の購入代1件、33,990円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 神奈川県障害者施策審議会に係る会場使用料について、利用する必要がなくなった会場の予約取消しを行わなかったため、キャンセル料2件、29,700円を支払っていた。</p> | <p>不適切事項の支出事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 図書の購入代に係る支払遅延については、所属担当者が総務室に請求書を持ち込むことを失念したこと、処理状況等について所管グループ内で共有していなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、朝夕ミーティングや共有スケジュールを利用し、グループ内での処理状況の共有を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 神奈川県障害者施策審議会に係る会場使用料については、会議室の予約取消しを所属担当者が失念したこと、処理状況等についてグループ全体で共有されていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、朝夕ミーティングや共有スケジュールを利用し、グループ内での情報共有を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 福祉部障害サービス課 | 令和4年8月26日（令和4年7月12日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、（細事業）津久井やまゆり園新築工事費（予算現額2,160,925,445円）について、令和3年度2月補正予算において、「（節）委託料」については3,258千円の減額、「（節）工事請負費」については540,742千円の減額とすべきところ、予算編成支援システムへの入力を誤り、「（節）委託料」については540,742千円の減額、「（節）工事請負</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、所属としての進行管理及びチェック機能が働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、節別内訳書等を複数の職員でチェックすることを改めて徹底し、入力誤りを防ぐことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 収入事務については、担当者の手続の失念及び所属としての</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>費」については3,258千円の減額と誤って計上していた。そして、その誤りを修正するため、地方自治法施行令の規定に反して、会計年度経過後の令和4年5月に、「(節)工事請負費」から「(節)委託料」に537,483,800円の予算流用を行っていた。</p> <p>2 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料15件、327,298円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p> <p>3 契約事務において、令和3年度における津久井やまゆり園の管理に関する協定ほか1件(指定管理料計484,391,500円、協定期間：令和3年8月1日から令和4年3月31日まで)の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、協定締結日である令和3年8月24日から遡及して同年8月1日から協定の効力が生じることとしていた。</p> <p>4 財産管理事務において、電柱の設置などのための行政財産の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う行政財産の使用許可の変更について、令和3年4月1日までに変更許可すべきところ、同年8月31日に許可を行っているものが1件、同年12月1日に許可を行っているものが17件あった。</p> <p>また、行政財産の使用許</p> | <p>進行管理及びチェック機能が働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、手続の対応状況を表にまとめ複数の職員で共有、相互に確認し、手続の遅れを防ぐことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 契約事務については、協定締結の着手が遅れたことや、年度途中に締結する協定書にも遡及条項が適用されると誤認したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、グループの執行状況管理表に対応状況を入力し、複数人で確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>4 財産管理事務については、担当者の手続の失念及び所属としての進行管理及びチェック機能が働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、手続の対応状況を表にまとめ複数の職員で共有、相互に確認し、手続の遅れを防ぐことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
|--|--|--|--|

| | | | |
|----------|--------------------------|---|---|
| | | 可の更新2件について、令和3年4月1日までに更新許可すべきところ、これを行わなかったため、許可がないまま電柱等が設置されていた。なお、その後、同年8月31日に翌日を始期とする許可を行っていた。 | |
| 福祉部生活援助課 | 令和4年8月26日（令和4年7月11日職員調査） | （不適切事項） 契約事務において、神奈川県生活保護総合情報システムの再構築に係る業務委託契約（契約総額51,698,900円、契約期間：令和2年11月16日から令和4年1月31日まで）について、予定価格が3,000万円以上であったことなどから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、誤ってプロポーザル方式により受託者を決定し、随意契約を行っていた。 | 不適切事項については、受託業者の決定過程において、入札制度の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、会計担当者職務研修などを受講することで関係規定の理解の向上を図るとともに、主任・副主任を決めて、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|---------------------|----------------------------------|--|--|
| 神奈川県立かながわ男女共同参画センター | 令和4年2月15日（令和3年12月21日及び同月22日職員調査） | （不適切事項） 財産管理事務において、電力柱の設置などに係る普通財産の貸付8件について、事業者が貸付申請せずに設置していることを設置時から10年以上経過した令和3年3月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく貸付手続前の期間に係る貸付料相当額375,494円のうち210,895円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。 （要改善事項） 藤沢合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）において、合同庁舎の庁舎管理者である | 不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、管理する財産の現状把握を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 要改善事項については、藤沢県税事務所と協議し、令和5年4月から藤沢県税事務所が一括して警備業務委託を契約することとした。 |

| | | | |
|-----------------|-------------------------|---|---|
| | | <p>藤沢県税事務所が合同庁舎全体を対象として警備業務を実施している一方、合同庁舎に入庁しているかながわ男女共同参画センターも不審者対応等の警備業務を実施しており、同一庁舎内で2つの警備業務が別個に行われていた。</p> <p>(以下令和4年11月8日神奈川県監査委員公表第25号中、第7監査の結果3(1)イのとおり)</p> | |
| 神奈川県中央児童相談所 | 令和4年6月1日(令和4年3月18日職員調査) | <p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、児童一時保護委託費(施設委託費及び里親委託費)9件、1,301,531円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、300円を支払っていた。</p> | <p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、請求書受領時に管理課に写しを提出し、事業課と経理担当課が支払期限を相互に確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 神奈川県平塚児童相談所 | 令和4年5月30日(令和4年2月3日職員調査) | <p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、USBメモリー購入代1件、5,742円の支払について、支出負担行為に係る伺いにより事前に決裁を得て執行すべきところ、これを行わず、職員が立て替えて支払っていた。</p> | <p>不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所内幹部に今回の事案を周知し、同規則に対する正しい理解を共有するとともに、幹部職員及び管理課職員間で事案を継承していくことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 | 令和4年9月5日(令和4年2月2日職員調査) | <p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約(単価契約、概算総価額47,600円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.6%とすべきところ、年2.5%としていた。</p> | <p>不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、決裁文書に執行内容の根拠を示す資料その他参考となる資料を添付し、複数の職員による確認をよりの確に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |

| | | | |
|---------------------------|--|--|---|
| <p>神奈川県立子ども自立生活支援センター</p> | <p>令和4年9月14日（令和4年3月10日及び同月11日職員調査）</p> | <p>（不適切事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行において、設置工事を含むコロナ対策用見守りカメラ購入代1件、169,741円の執行に当たり、カメラ監視システム（56,375円）については「（節）備品購入費」とすべきところ、全額を「（節）需用費」で執行していた。 2 支出事務において、令和3年6月分のインターネット回線利用料11,440円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員口座の残高不足が生じたため、同年6月分のプロバイダー接続サービス利用料12,760円を支払期限より後に支払うこととなり、その結果、延滞利息64円を支払っていた。 3 契約事務において、設置工事を含むコロナ対策用見守りカメラの購入（契約額169,741円）に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。 4 健康保険法に基づく保険医療機関としての指定を受けている所内の診療所について、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の規定に反し、診療所に保険医療機関である旨の標示を行っていなかった。 | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行については、執行科目に対する理解が不足していたことによるものであり、令和4年3月17日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないように、今回の事例を所内に周知し、関係規定の理解の向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、グループウェアのスケジュール機能を活用し、請求書到着から口座振替指定日までの期間が短い案件について、担当者と決裁者が処理期限を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 契約事務については、神奈川県財務規則運用通知に対する理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、今回の事例を所内に周知し、関係規定の理解の向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 4 所内の診療所に保険医療機関である旨の標示を行っていなかったことについては、関係法令の理解が不十分であったことによるものであり、令和4年7月11日に正面玄関及び診療所待合廊下の4か所に保険医療機関である旨の標示を行った。 今後は、このようなことがないように、今回の事例を所内に周 |
|---------------------------|--|--|---|

| | | | |
|-----------------|--------------------------|--|--|
| | | | 知するとともに、国の機関にも確認しながら再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 神奈川県立おおいそ学園 | 令和4年4月26日（令和4年3月8日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、令和3年度に調定した過年度分の給食費の立替収入1件、6,160円について、（款）諸収入（項）立替収入（目）民生立替収入とすべきところ、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入で収入していた。</p> <p>2 契約事務において、令和3年度における賄材料の購入契約（単価契約、概算総価額2,312,968円）の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.6%とすべきところ、年2.5%としていた。</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、執行科目の確認が不十分であったことに加えて、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和4年4月19日に科目更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、誤りの内容を所属内で共有し、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、改正後の遅延利息を適用すべき時期を誤認していたことに加え、決裁過程における確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所属内で契約事務に係る理解の向上を図るとともに、担当者が関係法令・通知等を契約伺い文書に添付することで、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 神奈川県立総合療育相談センター | 令和4年8月29日（令和4年3月17日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、冷凍冷蔵庫賃貸借契約（長期継続契約、契約総額439,668円、契約期間：平成28年7月1日から令和4年3月31日まで）に係る令和3年6月分の支払額6,372円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> | <p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表や会計管理システムの回議状況を複数の職員で確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |

| | | | |
|---------------------|--------------------------------|---|---|
| <p>神奈川県立中井やまゆり園</p> | <p>令和4年4月18日（令和4年3月3日職員調査）</p> | <p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、空調設備等運転及び保守管理業務委託契約（契約額8,734,000円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p> <p>2 歳計外現金事務において、理学療法士の謝礼等に係る所得税及び復興特別所得税1件、19,951円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、神奈川県財務規則運用通知の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、事務処理の際は入札から契約までのフロー図を添付し確認を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 歳計外現金事務については、事務処理期間の認識不足及び所属内での連携及び処理状況の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないよう、管理課職員に不適切事項の周知を行い、事務処理期間の認識を正すとともに、複数の職員がチェックリストによる処理状況の確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
|---------------------|--------------------------------|---|---|

(8) 健康医療局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|------------|--------------------------------|---|---|
| <p>総務室</p> | <p>令和4年8月22日（令和4年7月4日職員調査）</p> | <p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、令和3年4月分の電話料金36,941円について、支払期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 歳計外現金事務において、平成31年度七沢リハビリテーション病院敷地内国有地の土地所在図及び地積測量図作成業務委託ほか4件に係る所得税及び復興特別所得税5件、計180,121円について、法定納期限内に</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、支払完了に係る確認が不十分であったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないよう、執行状況管理表を作成し、複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 歳計外現金事務については、個人事業者である受注者を法人</p> |

| | | | |
|--------------|---|---|--|
| | | 源泉徴収及び納付を行って いなかった。その結果、延 滞税1,000円の賦課決定を受 けて同額を納付していた。 | と誤認したまま支払処理を進 め、組織としてのチェック機能 も働かなかったことによるもの である。 今後は、このようなことがな いよう、グループ内研修を行い 職員の理解の向上を図るととも に、正しい処理を共有すること により再発防止に取り組み、適 正な事務執行に努める。 |
| 県立病院課 | 令和4年8月 22日（令和4 年7月4日職 員調査） | （不適切事項） 財産管理事務において、共 架電線（共架する電柱3本） に係る普通財産の貸付けにつ いて、事業者が貸付申請せず に設置していることを設置か ら10年以上経過した令和3年 8月及び同年10月に認識した ため、不当利得返還請求権に 基づく貸付契約前の期間に係 る貸付料相当額120,445円のうち66,291円について、事業者 の消滅時効援用により徴収で きなかつた。 | 不適切事項については、管理す る財産の確認が不十分であったこ とによるものである。 今後は、このようなことがない よう、管理する財産の現状把握を 定期的に行うことにより再発防止 に取り組み、適正な事務執行に努 める。 |
| 保健医療部医 療課 | 令和4年8月 22日（令和4 年7月8日及 び同月9日職 員調査） | （不適切事項） 1 支出事務において、令和 3年4月分及び同年12月分 の電話料金39,695円につい て、支払期限までに支払を 行っていなかった。 2 補助金交付事務におい て、新型コロナウイルス感 染症緊急支援包括支援交付 金（医療分）の感染拡大防 止等支援事業補助金4件 （交付額計3,700,000円）の 交付に当たり、同一名称の 医療機関との取り違えなど により、精算交付申請書の 受理から3月を超えて交付 決定していた。 （要改善事項） 健康医療局保健医療部医療 課において、小児救急電話相 談事業「かながわ小児救急ダ | 不適切事項については、次のと おり措置した。 1 支出事務については、令和3 年4月分の電話料金の支払手続 が完了したとして総務室から返 却された執行書類の確認が不十 分であったこと及び同年12月分 電話料金の総務室への支払手続 の依頼を失念したことによるも のである。 今後は、このようなことがな いよう、執行書類が返却された 際は決裁日、支払（予定）日の 記載や支出命令票の添付につい ての確認を徹底するとともに、 複数の職員による進行管理を行 うことにより再発防止に取り組 み、適正な事務執行に努める。 2 補助金事務については、審査 時に医療機関コードによる医療 |

| | | | |
|------------|--------------------------|--|---|
| | | <p>イヤル」について、相談業務を実施する時間帯等が異なる2件の委託契約を締結し事業を実施していたが、両契約における委託業務の内容が同様なものとなっているにもかかわらず、一方の契約では競争入札により受注者を決定しているのに対して、他方の契約では契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、競争入札に付することなく一者随意契約を行っていた。</p> <p>(以下令和4年11月8日神奈川県監査委員公表第25号中、第7監査の結果3(1)ウのとおり)</p> | <p>機関名の照合ができていなかったこと、CD-R申請でデータ取込ができていない医療機関が漏れていたこと、電子メール申請で添付ファイルの容量上限超過により未達となっていたこと及び国への疑義照会に対する回答が遅延したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、同様の事業を実施する際には、医療機関コードによる照合を行うこと、CD-R申請でデータ取込ができていない医療機関を確認すること、電子メール申請の添付ファイルの容量上限を周知すること及び国への疑義照会の回答を催促することを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>要改善事項については、契約の仕様を見直し、令和4年度から相談業務を実施する時間帯等が異なる2件の委託契約を一本化して競争入札を実施した。</p> |
| 保健医療部健康増進課 | 令和4年8月22日(令和4年7月12日職員調査) | <p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、令和3年度先天性代謝異常等検査委託契約(単価契約、支払額54,980,205円)に係る令和4年1月分の支払額4,390,596円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、300円を支払っていた。</p> <p>2 補助金交付事務において、新生児聴覚機器整備購入事業補助金(交付額11,932,000円)の交付決定について、神奈川県財務規則の規定に基づき、総務室経理担当課長が決裁すべき</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、支出書類の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 補助金交付事務については、決裁者の区分に係る認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがな</p> |

| | | | |
|--|--|--------------------------|---|
| | | ところ、これに反し、健康増進課長が決裁していた。 | いよう、補助金事務について課内で周知を徹底し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
|--|--|--------------------------|---|

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|-----------|---------------------------------|---|--|
| 神奈川県衛生研究所 | 令和4年2月21日（令和4年1月11日及び同月12日職員調査） | <p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、行政財産の使用許可に係る土地使用料1件、7,080円及び普通財産の貸付けに係る土地貸付料1件、17,700円について、調定を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、業務システム運用保守業務委託契約（契約総額44,913,000円、契約期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p> <p>3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 電柱の設置などのための行政財産の使用許可1件及び普通財産の貸付け1件について、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う変更許可及び変更契約を行っていなかった。</p> <p>(2) 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和3年度の共架</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（以下「条例」という。）改正時に改正に伴う変更許可及び変更契約に係る調整に時間を要したこと及び条例改正についての理解が不十分であったことによるものであり、徴収不足分については、令和4年4月19日に収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、条例改正時には所属全体で手続について理解を深め、改正施行前に早めに準備を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、見積合せの省略に関する規定である神奈川県財務規則運用通知を誤認したこと及び所属としてのチェック機能が働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数体制で法令等の根拠を確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 財産管理事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 変更許可及び変更契約を行っていなかったことについては、条例改正時に過去の使用許可について疑義が生じ、事</p> |

| | | | |
|---------------|---------------------------------|---|---|
| | | 電線に係る使用料2件、3,320円が徴収不足であった。 | <p>実の確認から方針決定までに時間を要したことによるものであり、令和4年2月17日に行政財産の使用許可の許可条件の変更及び普通財産の貸付けの変更契約を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、条例改正時には所属全体で手続について理解を深め、改正施行前に早めに業者側との連絡及び確認を適宜行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されていたことについては、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、令和4年3月18日に使用許可を行い、徴収不足分については、同年4月13日に収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、管理する財産について複数の職員が現状把握を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 神奈川県平塚保健福祉事務所 | 令和4年8月17日（令和4年4月12日及び同月13日職員調査） | <p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 令和3年度平塚保健福祉事務所生活困窮世帯学習支援・居場所づくり事業業務委託契約（契約額1,893,000円）の第2回概算払額946,500円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>(2) 簡易専用水道検査代1件、16,500円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定めら</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 令和3年度平塚保健福祉事務所生活困窮世帯学習支援・居場所づくり事業業務委託契約の概算払額の支払遅延については、担当者が概算払の支払手続を失念し、所属としての進行管理及び確認体制も不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、年間進行管理表を</p> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | <p>れている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 4月分後納郵便料ほか4件（支出額計 539,332円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。</p> <p>(2) 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約（単価契約、契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の締結に当たり、契約日が令和3年4月5日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。</p> | <p>作成し、複数職員で確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 簡易専用水道検査代の支払遅延については、担当者が請求書の処理期限を失念し、所属としての確認体制も不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、請求書の処理状況を複数人で確認できるよう請求書保管場所を定め、確認体制を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 後納郵便料5件の履行確認に関する記録が作成されていなかったことについては、経理事務担当者の記録の作成に対する認識不足及び所属としての確認体制も不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、会計研修を受講し経理関係の知識の習得を行うとともに、複数の職員による確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていたことについては、経理事務担当者が契約書へ遡及条項の記載を失念し、複数職員の確認も不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、会計局の年度当初の事務処理通知を改めて確認し、複数の職員による確認体</p> |
|--|--|--|---|

| | | | |
|---------------------|--------------------------|---|---|
| | | | 制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター | 令和4年7月19日（令和4年4月15日職員調査） | <p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、安全運転管理者法定講習受講料（収入証紙代）1件、4,500円について、資金前渡による支出手続が遅れ、受講日までに支払うことができなかったため、予期できた経費であったにもかかわらず、職員が立て替えて支払っていた。</p> <p>2 契約事務において、結核予防関係職員研修に係る教材代1件、21,340円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。</p> <p>3 庶務事務において、現金支給の対象となった臨時的任用職員の令和3年5月分給与（1名分、254,448円）について、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例に基づき令和3年5月17日に支給すべきところ、令和4年1月28日に支給していた。その結果、遅延損害金1件、5,353円を支払っていた。</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、講習受講者と経理担当者間の連絡が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、受講伺いを経理担当者へ回議するとともに、管理職による確認も徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、経理担当者が、履行確認に関する記録の作成を行わず、複数職員による確認も不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則における契約の履行の確保について改めて共有し、複数職員による確認も徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 庶務事務については、臨時的任用職員による給与振込口座情報の登録が期限内に行われておらず、その後、庶務担当者が登録の確認をするとともに、所属の「給与口」口座の記帳を行わなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、給与事務センター作成の給与に係る事務手引きの理解の向上を図るとともに、新規採用者に対する給与振込口座情報の期限内登録、庶務担当者による給与振込口座情報の登録確認及び給与支払日における所属の「給与口」口座の記帳を徹底す</p> |

| | | | |
|-----------------|---------------------------------|---|--|
| | | | ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 神奈川県鎌倉保健福祉事務所 | 令和4年6月28日（令和4年2月9日及び同月10日職員調査） | （不適切事項） 財産管理事務において、鎌倉保健福祉事務所が管理する自家用小型貨物車等の自動車3台について、道路運送車両法等により使用者に義務付けられている6月又は12月ごとの定期点検整備が実施されていなかった。 | 不適切事項については、点検整備の実施期限についての認識及び進行管理が不十分であったことによるものであり、令和4年5月から6月にかけて定期点検整備を実施した。 今後は、このようなことがないように、定期点検整備の実施期限を記載した一覧表を作成し、課内で共有するなど、進行管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 神奈川県立よこはま看護専門学校 | 令和4年2月7日及び同月12日（令和3年12月16日職員調査） | （不適切事項） 学校教育法及び学校教育法施行規則に基づく学校運営の状況に係る自己評価及び学校関係者評価について、同規則の規定に反し、学校設置者である知事に評価の結果を報告していなかった。 | 不適切事項については、学校教育法等の規定に基づく報告義務についての認識が不足していたことによるものであり、令和4年3月9日に過年度分の自己評価及び学校関係者評価の結果を知事へ報告した。 今後は、このようなことがないように、報告義務があることを文書で残し、関係規定や知識を組織として共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 神奈川県立平塚看護大学校 | 令和4年9月14日（令和4年2月3日職員調査） | （不適切事項） 1 収入事務において、神奈川県財務規則の規定に基づき備えなければならない金券整理簿を作成していなかった。 2 契約事務において、教務学籍管理システム（School Leader）年間保守業務委託契約（契約額291,500円）について、契約日を令和3年4月16日とすべきところ、同月1日としていた。また、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息 | 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、神奈川県財務規則の理解が不足していたことによるものであり、令和4年2月3日に金券整理簿を作成した。 今後は、このようなことがないように、規則の理解向上のための研修に参加する等再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、契約の締結及び支払に関する関係通知の理解が不足していたこと及び |

| | | | |
|--------------|--------------------------|--|---|
| | | <p>の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.5%とすべきところ、年2.6%としていた。さらに、同規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。</p> | <p>所属としての確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約の締結及び支払に関する関係通知を確認し、契約締結時に契約書の記載内容の確認を徹底するとともに、履行確認時においては定期的に履行確認が必要な契約についてリストを作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 神奈川県動物愛護センター | 令和4年6月21日（令和3年12月2日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、公用車の継続検査を受けるために必要な収入印紙が貼付された自動車重量税納付書等の所在が不明となったため、再度自動車重量税納付用の収入印紙代10,000円を支払っていた。</p> <p>2 契約事務において、令和2年度下半期動物収容車・公用車運行管理委託契約（契約額12,429,780円）に係る令和3年3月分（支払額2,071,630円）の履行確認に当たり、同契約に基づく管理業務である車両の継続検査が実施されていなかったにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、代金全額を支払っていた。</p> <p>3 財産管理事務において、運行管理を委託した自家用小型貨物自動車1台について、令和3年3月25日に自動車検査証の有効期間が満了した後、道路運送車両法で使用者に義務付けられている継続検査を行わないまま、同年6月2日までの間、9回にわたり運行の用</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、公用車運行管理業務の受託者に渡す書類の適切な管理を怠ったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、書類等の受渡しを記録し、鍵のかかる場所に保管することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、点検等のスケジュール管理を怠ったため契約が不完全履行であることに気づかず、形式的に事務処理を行い所属におけるチェック機能が働かなかったことによるものであり、受託者に対し契約内容の不完全履行に係る損害賠償請求を行い、令和4年10月27日、賠償金の収納を確認した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、点検等のスケジュールをグループウェア予定表に掲載し所属全体で共有するとともに、業務の履行を書面で確実に確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 財産管理事務については、運</p> |

| | | | |
|--|--|---------|--|
| | | に供していた。 | <p>行管理受託者が仕様書で定めた運行管理を適切に行っているかについて、確認を怠ったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、車検等のスケジュールをグループウェア予定表を活用して所属全体で共有するとともに、受託者に日々の運行管理点検に係る運転員への指導教育の徹底を指示することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
|--|--|---------|--|

(9) 産業労働局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|----------|-------------------------|--|--|
| 総務室 | 令和4年8月5日（令和4年6月16日職員調査） | <p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、新型コロナウイルス感染症感染防止対策用アクリル板等減額譲渡代1件、9,940円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 契約事務において、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請受付等業務委託ほか26件（契約額計7,056,209,805円）について、予定価格が100万円を超える随意契約であったため、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に基づき、速やかに契約結果を公表すべきところ、公表が3月を超えて遅れており、このうち令和2年度に契約を締結していた5件、1,114,578,542円については、公表が1年以上遅れていた。</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、毎月執行状況確認表で進行管理を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、公表対象となることに対する認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約結果が決定次第速やかに公表手続を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 労働部雇用労政課 | 令和4年8月5日（令和4年6月23日職員調査） | <p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、消耗品購入代1件、4,276円について、政府契約の支払遅延</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、支払業</p> |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | <p>防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う普通財産の変更契約に当たり、令和3年4月1日までに変更契約を締結すべきところ、遅延しているものが1件（変更契約日：令和4年3月30日）あった。</p> | <p>務の過程において担当者の支払期限の認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、担当者に支払期限について再周知するとともに、所属として事業担当と執行担当の双方が支払期限をチェックできる体制を整備することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務については、貸付起案の内容及びこれに伴う変更契約の必要の有無について複数職員による確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認体制を整備すること等により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
|--|--|---|---|

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|----------------|---------------------------------|--|---|
| 神奈川県立産業技術短期大学校 | 令和4年9月9日（令和4年1月19日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>予算の執行において、「マイナビ進路のミカタ学校情報号首都圏版」への情報掲載料1件、220,000円の支払に当たり、あらかじめ支出負担行為の決裁を受けるべきところ、執行伺票兼支出命令票により執行していた。</p> | <p>不適切事項については、担当者が契約手続を失念したこと及び所属として進捗状況が共有できていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理表による進行管理の徹底及び複数の職員による確認体制の強化を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 神奈川県立東部総合職業技術校 | 令和4年6月30日（令和4年3月15日及び同月16日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、ソフトウェア使用ライセンスの購入代1件、119,790円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、200</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、請求書が電子メールで送付されたが、担当者の電磁的方法での請求に関する認識が不足していたこと及び組織としての進行管理が不十分であったことによるもので</p> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | <p>円を支払っていた。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) ソフトウェア使用ライセンスの購入代 1 件、119,790 円の履行確認に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の 5 日後に検査を完了していた。</p> <p>(2) 令和 3 年度予算で執行する神奈川県立東部総合職業技術校訓練用ネットワークシステム運用支援業務委託契約（契約金額：10,483,000 円）の締結に当たり、会計局指導課長通知に反し、令和 2 年度である令和 3 年 3 月 30 日に契約を締結していた。また、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第 33 条第 1 項に基づき定められた率である年 2.6%とすべきところ、年 2.5%としていた。</p> <p>3 財産管理事務において、共架電線の設置のための行政財産の使用許可 1 件について、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う使用料の改定に係る変更許可を行っていなかった。その結果、使用料 1 件、818 円を過大に徴収していた。</p> | <p>ある。</p> <p>今後は、このようなことがないように、請求書をメールで受信した場合の取扱いの周知徹底を図るとともに、組織で情報共有を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) ソフトウェア使用ライセンスの購入代の検査が遅延したことについては、事業課担当者の経理事務に関する認識不足及び情報共有の不徹底によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所属内で履行確認のルールを整理するとともに、周知徹底を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 神奈川県立東部総合職業技術校訓練用ネットワークシステム運用支援業務委託契約を前年度に締結したことなどについては、経理担当者の認識不足によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、年度末・年度初めにおける事務処理について周知徹底するとともに、相互チェックの強化を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 財産管理事務については、行政財産使用料の改定に係る理解が不十分であったことによるものであり、過大徴収分については、令和 4 年 7 月 22 日に還付した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執</p> |
|--|--|--|---|

| | | | |
|----------------|-------------------------------|--|---|
| | | | 行に努める。 |
| 神奈川県立西部総合職業技術校 | 令和4年8月16日（令和4年4月7日及び同月8日職員調査） | （不適切事項） 支出事務において、外部講師謝礼金（1名分24,700円）について、支払が事業実施後3月を超えて遅れていた。 | 不適切事項については、外部講師の出勤状況の確認及びチェック体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、講師依頼状況を一元管理するデータファイルの設定変更を行うとともに、複数の職員による確認体制を構築することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |

(10) 県土整備局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|--------------|----------------------------------|--|---|
| 事業管理部県土整備経理課 | 令和4年7月28日（令和4年6月14日職員調査） | （不適切事項） 支出事務において、令和3年3月分警報装置携帯通信網線通信料の支払額11,000円の支払に当たり、支出手続を失念していた令和3年3月分熊本県被災地派遣に係る携帯電話代2,712円が先に口座振替されたことにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、支払期日までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息1件、87円を支払っていた。 | 不適切事項については、所属担当者が支払期日を失念したこと及び所属としてチェック機能が働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所属サーバー内に公共料金の支払時期等を管理する進行管理表を設置し、日常的に複数の職員が支払の状況を確認するなど、確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 事業管理部建設課 | 令和4年7月28日及び同年9月7日（令和4年6月13日職員調査） | （不適切事項） 1 支出事務において、プリンタートナー等の購入代ほか1件、622,204円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息2件、400円を支払っていた。 2 契約事務において、令和3年度電話照会相談・住宅瑕疵担保履行法に基づく届出受付事務等業務委託契約 | 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、担当者の書類管理及び進行管理が不十分であり、複数の職員で確認し合う体制もなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表による複数名での管理を徹底するとともに、執行関係書類の保管場所の情報共有を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執 |

| | | | |
|------------|---------------------------------|---|---|
| | | <p>(契約額31,020,000円)について、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の改正により事業者の届け出義務が年2回から1回となったことに伴う変更契約の締結に当たり、届出書類受付等の業務量を減少させる一方で、一部の事業者が誤って改正前の規定に基づき2回届出を行うことを想定して誤提出書類受付業務等を追加し、契約金額を変更しなかったところ、実際の誤提出件数が想定の数値を大幅に下回ったため、変更後の契約額が2,049,830円割高となっていた。</p> | <p>行に努める。</p> <p>2 契約事務については、変更契約における業務量積算の見込と実績に乖離が生じたが、追加の負担等を考慮し契約金額の見直しを行わなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約期間中における業務実績等の確認を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 都市部技術管理課 | 令和4年8月8日及び同年9月7日(令和4年6月15日職員調査) | <p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、令和3年度建設資材価格実態調査業務委託(契約額19,043,200円)について、変更契約の締結前に完了届の提出を受け検査を行っていた。</p> | <p>不適切事項については、検査過程、決裁過程における進行管理やチェック機能が働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、検査及び決裁過程において、所定の手続が完了している旨を関係書類に明記し、複数の職員で確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 都市部環境共生都市課 | 令和4年8月8日(令和4年6月16日職員調査) | <p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、第4回ツインシティ大神地区タウンマネジメント連絡会議に係る報償費1件、15,000円について、支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。</p> | <p>不適切事項については、組織的な情報共有と進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、予定表により業務の進捗状況を共有するとともに、複数の職員が定期的に確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 都市部交通企画課 | 令和4年8月8日(令和4年6月16日職員調査) | <p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、相原高等学校跡地の立木の管理に当たり、県有財産規則第46</p> | <p>不適切事項については、県有財産管理に係る規則の認識が不十分であったことによるものである。</p> |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>条に定める県有財産台帳に登録し管理すべき樹木2本について、同校から引き継いだ台帳に登録されていなかったにもかかわらず、台帳の補正を行わず、処分調書を作成しないうまま伐採をしていた。</p> | <p>今後は、このようなことがないように、県有財産台帳と現地の不整合等の不備が確認された場合における同台帳の速やかな修正を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
|--|--|---|--|

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|-------------|-----------------------------------|--|--|
| 神奈川県平塚土木事務所 | 令和4年2月7日（令和3年12月13日から同月15日まで職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、令和3年度水防施設維持工事県単（その2）河川維持一般管理工事県単（その3）砂防維持管理工事県単（その1）合併無線テレメータ設備保守点検業務委託契約（契約額5,566,000円）及び令和3年度水防施設維持工事県単（その3）親水施設警報設備保守点検業務委託契約（契約額1,716,440円）の入札に当たり、最低制限価格を設けることができる場合に該当しないにもかかわらず、これを設けていた。その結果、後者については、本来、最低の額（1,650,000円）をもって入札した業者と契約すべきところ、当該額が最低制限価格を下回ったとして失格としており、当該業者より入札額の高い業者と契約していた。</p> <p>2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 仮設飲食施設等に係る行政財産の使用許可（使用料：213,438円）、大磯港港湾隣接地域内の公共空地の占有許可（占有料：111,462円）及び大磯港港湾施設の専用利用</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、最低制限価格の設定の可否に関する確認不足によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、改めて制度の趣旨を関係職員で情報共有するとともに、入札条件等を検討する入札審査会における確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 占有許可等の期間の開始日を遡って許可及び承認を行っていたことについては、施設等を継続使用するための更新申請が遅れ、その申請を審査するに当たり、許可等を行っていない空白の期間があることは適切でないとしたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、随時、所内の打合せ等で指摘事項を周知徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 協議がなされないまま利用させていたことについては、地方公共団体が専用利用期間</p> |

| | | | |
|--------------------|--|---|---|
| | | <p>承認（専用利用料：免除）について、許可等の期間の開始日を遡って許可及び承認を行っていた。</p> <p>(2) 大磯港賑わい交流施設の設置を目的として、港湾の設置及び管理等に関する条例第6条第1項の規定に基づき地方公共団体に専用利用させている大磯港港湾施設について、令和3年4月1日以降の協議がなされないまま利用させていた。</p> | <p>を十分に認識していなかったため、更新手続を失念したことに加えて、所属としても専用利用期間の管理を十分に行っていなかったことによるものであり、令和4年1月18日に協議を受け、同月24日に同意した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、更新対象者について、許認可システムでの抽出に加え、台帳を作成し、複数の職員で確認する体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| <p>神奈川県藤沢土木事務所</p> | <p>令和4年2月3日（令和3年12月6日から同月8日まで職員調査）</p> | <p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、藤沢土木事務所汐見台庁舎警備業務委託契約（契約金額7,645,000円、契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に基づき行われた令和3年9月分の警備業務（業務実施予定日：30日、委託料支払予定額：637,070円）について、同月9日には警備員による警備が行われず、適正な業務の履行がなされていないにもかかわらず、発注者、委託業者双方で警備業務の一部不履行があったことを認めた上で、同月分の委託料637,070円全額を支払っていた。</p> <p>2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 令和2年度交通安全施設補修工事県単（その1）交通安全施設等整備工事県単（その2）令和3年度交通安全施設等整備工事県単（その1）合併地下駐車場補修設計業</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、不履行分の経理処理に時間を要することが見込まれたため、不履行分の弁済については受託者と改めて協議することとし、令和3年9月分の委託料は全額支払いとしたことによるものであり、不履行分の返還金は令和4年1月21日に精算した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、履行がなされない場合の留意点や事務処理方法について、情報を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 工事事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 変更設計額の積算に当たり、改定前の労務単価を用いたことについては、受注者との協議に基づく書類の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、労務単価等の改定に伴う業務契約の変更時に</p> |

| | | | |
|--------------------|--|--|--|
| | | <p>務委託の変更設計額の積算に当たり、公共工事設計労務単価等の改定に伴う業務委託料の変更に係る受注者との協議に基づき、改定した労務単価とすべきところ、誤って改定前の労務単価をそのまま用いて積算していたため、変更後の設計額（37,422,000円）が737,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（34,543,300円）が679,800円過小であった。</p> <p>(2) 令和2年度公園整備工事（ゼロ県債）（その2）の設計額の積算に当たり、仮設の軽量鋼矢板土留の運搬費について、当初設計に引き続き、変更設計においても冬期割増しなどの運搬割増率を割増しなしとすべきところ、誤って運搬費を割増しして積算していたため、変更後の設計額（36,443,000円）が44,000円過大であった。</p> <p>3 物品管理事務において、新たに借用した自動体外式除細動器1台（賃借料年額66,000円）について、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。</p> | <p>は、その旨を契約関係書類に付箋等で明示するなどし、設計書の確認時に留意すべき事項を所内で情報共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 仮設の軽量鋼矢板土留の運搬費の積算を誤ったことについては、土木積算システムへの積算条件の入力を誤り、検算者も誤りを確認できなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、設計書の確認時に留意すべき事項を所内で情報共有し、積算に係る根拠資料を明確化し複数人での確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 物品管理事務については、借用物品の管理を担当者に任せ、複数人でチェックする体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、借用物品の管理に係る手続を明確にするとともに、複数人で相互に確認する体制を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| <p>神奈川県厚木土木事務所</p> | <p>令和4年4月19日（令和4年1月26日から同月28日まで職員調査）</p> | <p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、共架柱2本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年12月に認識したため、不当利得返還請求権に基</p> | <p>不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、管理する財産の現状確認を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努</p> |

| | | | |
|----------------------|---------------------------------|--|---|
| | | づく使用許可前の期間に係る使用料相当額58,975円のうち21,047円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。 | める。 |
| 神奈川県厚木土木事務所東部センター | 令和4年4月19日（令和4年2月1日から同月3日まで職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、令和3年度街路樹整備工事県単（契約額 6,708,834 円）について、契約期間の延長に当たり、契約書で定める工期末である令和3年12月28日までに変更契約を締結すべきところ、令和4年1月18日に締結していた。</p> <p>2 工事事務において、令和2年度河川改修工事公共（その12）令和2年度河川改修工事県単（その42）合併の変更設計額の積算に当たり、アスファルト舗装工における碎石舗装について、舗装面積数量の計上を誤ったため、変更後の設計額（36,938,000 円）が33,000 円過大であった。その結果、変更後の契約額（34,344,200 円）が30,800 円過大であった。</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、工期管理表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 工事事務については、変更設計額の積算に関する確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、設計積算のチェックリストを活用し、確認事項の把握を改めて強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| 神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター | 令和4年4月19日（令和4年2月9日及び同月10日職員調査） | <p>（不適切事項）</p> <p>歳計外現金事務において、河川管理協力員報償費に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,650 円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p> <p>（要改善事項）</p> <p>厚木土木事務所津久井治水センターにおいて、津久井合同庁舎における冷温水機の保守点検業務について、一括して発注することが可能であったのに、冷房期間（6月1日から9月30日まで）と暖房期間（12月1日から3月31日まで）</p> | <p>不適切事項については、担当者が手続を失念したこと及び所属としてのチェック体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、月初めに複数の職員による会計管理システムの歳計外現金受払状況や払出手続状況などの確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>要改善事項については、冷温水機の保守点検業務委託の発注方法を見直し、令和4年度の執行は契</p> |

| | | | |
|------------------------|--|--|--|
| | | <p>で) とに契約期間を分割して発注を行い、いずれも予定価格が 50 万円未満であることから、見積合せを省略して同一業者と一者随意契約を行っていた。</p> <p>(以下令和 4 年 11 月 8 日神奈川県監査委員公表第 25 号中、第 7 監査の結果 3(1)エのとおり)</p> | <p>約期間を分割せず、一括して発注することとした。</p> |
| <p>神奈川県西 土木事務所</p> | <p>令和 4 年 2 月 21 日及び同年 9 月 7 日 (令和 3 年 12 月 15 日から同月 17 日まで職員調査)</p> | <p>(不適切事項)</p> <p>1 工事事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 令和 2 年度道路改良工事 (県単) その 27 測量業務委託の変更設計額の積算に当たり、間接測量費の諸経費について、直接測量費から成果検定費を控除した額に諸経費率を乗すべきところ、これを控除しないまま諸経費率を乗じていたことから、諸経費を 121,032 円過大に計上するなどしていたため、変更後の設計額 (23,782,000 円) が 132,000 円過大であった。その結果、変更後の契約額 (19,490,900 円) が 107,800 円過大であった。</p> <p>(2) 令和元年度橋りょう補修工事 (公共) その 1 令和 2 年度橋りょう補修工事 (県単) その 2 合併の設計額の積算に当たり、夜間工事で発生したアスファルト殻などの運搬費について、当初設計に引き続き、変更設計においても労務単価の夜間補正をすべきところ、誤ってこれをしないまま積算していたため、変更後の設</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 工事事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 間接測量費の諸経費の計算方法の誤りについては、変更設計において積算内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、積算基準書の確認を徹底するとともに、変更設計用チェックリストを作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 夜間工事で発生するアスファルト殻などの運搬費の夜間補正の誤りについては、当初設計及び変更設計において積算内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、設計書及びチェックリストによる確認を徹底するとともに、変更設計用チェックリストを作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務については、当初許可時において申請内容の確</p> |

| | | | |
|---|--|--|---|
| | | <p>計額 (48,389,000 円) が 44,000 円過小であった。</p> <p>2 財産管理事務において、河川区域内における線類 18 本の設置を目的とする土地の占有許可について、平成 29 年度に許可申請を受けたにもかかわらず、令和 3 年 9 月 14 日まで線類 11 本の許可を行っておらず、許可手続が著しく遅れていた。これにより、令和 3 年度の土地占用料 11 件、706 円が徴収不足であった。</p> | <p>認が不十分であったことによるものであり、土地占用料の不足分については、令和 4 年 3 月 10 日に収入済となっている。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、チェックリストを作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
| <p>神奈川県西 土木事務所小 田原土木セン ター</p> | <p>令和 4 年 2 月 21 日 (令和 3 年 12 月 21 日か ら同月 23 日ま で職員調査)</p> | <p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、令和 3 年 4 月分及び同年 6 月分の衛星携帯電話料金 10,764 円について、支払期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、河川監視カメラ設備等保守点検業務委託契約 (契約額 13,332,000 円) の入札に当たり、競争参加資格のうち登録業種について、一般委託の営業種目である「電気通信設備保守管理委託」とすべきところ、工事の営業種目である「電気通信」としていた。</p> <p>3 歳計外現金事務において、河川管理協力員への報償費等に係る所得税及び復興特別所得税 1 件、101,158 円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税 5,000 円の賦課決定を受けて同額を納付していた。</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、支出命令票の起票を失念したこと及び所属としてのチェック体制も不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理表を作成し、これに基づいて複数の職員で事務の進捗状況を確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、営業種目についての確認不足によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、入札参加資格審査会での確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 歳計外現金事務については、歳計外現金受入予定一覧表等により所得税等の納付の有無を確認すべきところ、確認を失念したこと及び所属としてのチェック体制も不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、毎月歳計外現金の有無</p> |

| | | | |
|-----------------|--|---|--|
| | | | について確認するほか、歳計外現金受入予定一覧表等の情報を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 神奈川県住宅 営繕事務所 | 令和4年8月 8日（令和4 年5月27日、 同月30日及び 同月31日職員 調査） | <p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、令和3年2月分県営住宅駐車場使用料1件、5,000円の収入未済について、保証金を充当し収納する予定とされていたが、保証金の充当処理前に納付が確認されていたにもかかわらず、保証金5,000円を歳計外現金から払い出し、駐車場使用料として収入していた。これにより、歳計外現金（保証金）の残高が5,000円過小、県営住宅駐車場使用料の収入済額が同額過大となっていた。</p> <p>2 契約事務において、令和3年度県営住宅管理システム運用等業務委託（契約額56,409,210円）について、随意契約を行った場合に「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第12条及び「神奈川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」第12条により必要とされる契約の相手方に係る公示を行っていなかった。</p> <p>3 財産管理事務において、第一種電話柱1本、第一種電柱2本、第二種電柱1本、第三種電柱3本、支線2条及び共架電線7本に係る普通財産の貸付契約について、事業者が貸付申請せずに設置していることを設</p> | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、組織的なチェック体制が不十分であったことによるものであり、過大となっていた令和3年度県営住宅使用料を令和4年5月31日付け年度更訂により減額し、残高が過小となっていた歳計外現金（保証金）は、令和4年6月30日に令和4年度県営住宅使用料から入金済みである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、充当処理を取り消す際には、住宅管理システム及び会計管理システムの双方の取消しの処理について、複数の職員による確認を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約（以下「特定調達契約」という。）において随意契約を締結する場合の根拠規程等の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、組織として特定調達契約事務の理解を深めるとともに、複数の職員による確認を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。</p> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | 置から10年以上経過した令和3年2月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく貸付契約前の期間に係る貸付料相当額695,969円のうち441,321円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。 | 今後は、このようなことがないように、財産の現状把握を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
|--|--|--|---|

(11) 企業庁

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|----------|--------------------------|---|---|
| 財務部情報管理課 | 令和4年7月19日（令和4年5月13日職員調査） | （不適切事項） 収入事務において、水道メータの検針に用いる上下水道料金管理システムについて、プログラムの誤りにより、使用水量が正しく計算されなかったため、平成19年度から令和3年度までの間において、上下水道料金の徴収過大40件、175,162円及び徴収不足4件、2,036円が発生していた。 その結果、水道営業所8か所において、徴収過大分の返還に当たり、還付加算金が17,069円発生していた。 | 不適切事項については、有効期間を満了した水道メータを交換した日と同日に水道メータの定期検針を実施した場合、上下水道料金管理システムにおいて、使用水量が正しく計算されないプログラムの誤りによるものである。 本件については、水道メータ交換のスケジュールを見直した上、令和4年2月末にプログラムの改修を行った。 今後は、このようなことがないように、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| 水道部経営課 | 令和4年7月19日（令和4年5月23日職員調査） | （不適切事項） 収入事務において、水道メータの検針に用いる上下水道料金管理システムについて、プログラムの誤りにより、使用水量が正しく計算されなかったため、平成19年度から令和3年度までの間において、上下水道料金の徴収過大40件、175,162円及び徴収不足4件、2,036円が発生していた。 その結果、水道営業所8か所において、徴収過大分の返還に当たり、還付加算金が17,069円発生していた。 | 不適切事項については、有効期間を満了した水道メータを交換した日と同日に水道メータの定期検針を実施した場合、上下水道料金管理システムにおいて、使用水量が正しく計算されないプログラムの誤りによるものである。 本件については、水道メータ交換のスケジュールを見直した上、令和4年2月末にプログラムの改修を行った。 今後は、このようなことがないように、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|---------|-------|-------|-------|
|---------|-------|-------|-------|

| | | | |
|----------------------------------|--|---|---|
| <p>神奈川県企業 庁相模原水道 営業所</p> | <p>令和4年7月 5日（令和4 年3月16日及 び同月17日職 員調査）</p> | <p>（不適切事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務において、切回し工事に伴う工事負担金収入（事務費）1件、201,947円について、送配水管等工事関係事務取扱要領の規定に反し、消費税及び地方消費税相当額を加算して精算していたため、徴収額が18,358円過大であった。 2 支出事務において、令和3年10月分の後納郵便料金387,383円について、支払期限までに支払を行っていなかった。また、その後の支払に当たり、延滞期間を短縮するためとして銀行窓口で支払を行ったため、延滞利息は課されなかったものの、本来支払う必要のない口座振込手数料660円を支払っていた。 3 工事事務において、企相第6号相模原市緑区西橋本1丁目25番付近配水管布設工事（概数設計）の変更設計額の積算に当たり、舗装復旧における既存舗装との打継目箇所の表層部のアスファルト舗装工について、舗装する施工幅の適用条件を誤って積算するなどしていたため、変更後の設計額（22,286,000円）が22,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（22,718,500円）が、20,900円過大であった。 | <p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務については、送配水管等工事関係事務取扱要領に基づく収入事務の手續に関する認識が不十分であったことによるものであり、令和4年5月25日に消費税及び地方消費税相当額を返還した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 支出事務については、支払金額等の確認が不十分であったことから前月分の領収額を請求額と誤認したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、支払金額確認時に添付書類の請求額を強調するなど十分注意するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 工事事務については、積算過程における設計内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所内で注意喚起を図るとともに、設計積算チェックリストの徹底を図るなど、複数職員による設計内容の確認体制の強化を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 |
| <p>神奈川県企業 庁寒川浄水場</p> | <p>令和4年5月 20日（令和4 年5月19日及 び同月20日職 員調査）</p> | <p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、寒川浄水場クレーン設備点検整備業務委託契約（契約額1,295,800円）の設計額の積算に当た</p> | <p>不適切事項については、年度中途の積算基準書等の変更に対する認識が不足していたこと及び設計書の作成過程における職員の確認</p> |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>り、一般管理費等の率計上額を誤って積算していたため、設計額（2,123,000円）が22,000円過大であった。</p> | <p>体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、本事象について職員に周知し、共有するとともに、複数の職員による設計内容のチェック体制を強化し、積算基準書等の変更時には管理監督者等から注意を促すことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> |
|--|--|---|--|